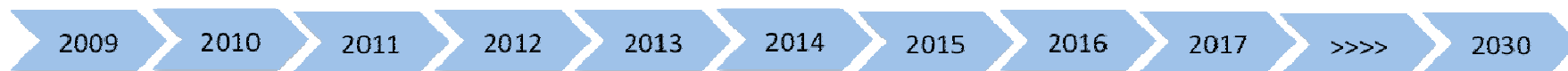


# 公聴会参加・現地調査報告

日本国際ボランティアセンター  
南アフリカ事業担当  
渡辺直子

# プロサバンナ／ProSAVANA-JBM

## ナカラ回廊農業開発における コミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト



PHASE 1  
調査計画

ProSAVANA-PI  
ナカラ回廊農業開発研究・技術移転能力向上プロジェクト

ProSAVANA-PD  
ナカラ回廊農業開発支援

ProSAVANA-PEM  
ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト

2015.3.31 事業の青写真  
を描くマスタープランが公  
表⇒公聴会開催の情報

PHASE 2  
インプリメンテーション

PDIF

ファンド、農業クレジット、資金協力

民間投資



# 「公聴会」の背景

- 2012年10月、モザンビーク最大の「全国農民連合UNAC」(2,200の農民組織が加盟。全州全郡に拠点)と対象3州農民連合により、
- 「プロサバナ事業に関する声明」が発表。
  - ⇒ 事業の不透明性、情報不足に対する懸念
  - ⇒ 当事者・主権者である小農や市民社会の排除
  - ⇒ アグリビジネスによる土地収奪や森林伐採の可能性への懸念
  - ⇒ オルタナティブモデルの提唱  
= 食料主権に基づくアグロエコロジー的生産モデル

- 2013年5月、「プロサバナ事業の緊急停止と再考を求める公開書簡」を三ヶ国の大統領および安倍総理大臣に提出。

事業内容そのものの改善と同時に、事業策定プロセスの改善、すなわち透明性向上、小農の意味ある参加、対話の機会を求めて来た。



↑ 来日して「小農の意味ある参加」を訴えるUNACのマフィゴ代表(2013年2年、参議院議員会館)

# 「公聴会」の背景

事業内容そのものの改善と同時に、事業策定プロセスの改善、すなわち透明性の向上、小農の意味ある参加、対話の機会を要求  
⇒3カ国以外の世界の市民社会からも賛同、サポート

日本の国会でのやりとり  
2014年5月：外務大臣・JICA理事長の約束  
「丁寧な作業、丁寧な対話」

2014年3月～  
「小農支援事業」(PEM)が。  
小農・市民社会の知らないうちに実地で開始。

2015年4月：ナカラ回廊農業開発マスタープラン・ドラフトゼロに関する「公聴会」

2014年6月：  
「プロサバナにノー」キャンペーン

実際はどうだったのか？



# 公聴会前：国会答弁(2014年5月)JICA田中理事長

参議院決算委員会 2014年5月12日

質問（石橋議員）	答弁（JICA田中理事長）
<ul style="list-style-type: none"><li>• プロサバナのマスタープラン策定支援事業、当初は昨年の三月までに策定完了をする予定でしたが、現時点に至っても策定のめどは立っておりません。</li><li>• <u>この根本的な理由について、簡潔に御説明をお願いします。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 私どもできる限り、このプロサバナ事業というのは、</li><li>• <u>現地の小農の皆さんあるいは関係者の皆さん、こういう方々の御理解をいただいた上で最も効果的な形のプロジェクトをつくっていくということが大事であるというふうに判断しており・・・基本的にはモザンビークの小農の皆さん始め農民組織、市民社会の皆さんのその御意見をできる限り丁寧に反映して、</u></li><li>• <u>その結果、農民の方々に受け入れられるようなマスタープランを作っていこうと、そういうことで延ばしているわけでございます。</u></li></ul>

# 公聴会前：国会(2014年5月)外務大臣約束

質問（石橋議員）	答弁（岸田外務大臣）
<ul style="list-style-type: none"><li>• 是非、外務大臣の責任において、</li><li>• 市民社会グループ、当事者、ステークホルダーの皆さんとの、まさに<u>今回の事業の最大の裨益者たる小農民の皆さん、農民組織の皆さんとの対話、</u></li><li>• <u>これをしっかりとJICAとの連携において進めていただく、そのことを確約いただけないでしょうか。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 本件につきましては、ただいまの委員からの御指摘もしっかり受け止めながら、</li><li>• <u>ただいま田中理事長から答弁がありましたように、丁寧に作業を進めていかなければならないと認識をしております。</u></li><li>• <u>地元の関係者との対話等につきましても、是非丁寧に進めるべく努力をしていきたいと考えます。</u></li></ul>

## 公聴会前：前提となる協議は進んでいた？

- ・2014年5月：「コンセプトノートをベースに対象三州で協議を実施して、そのうちの二州、ザンベジア州、ニアサ州では農民組織、市民社会団体と協力の上で郡レベルでのワークショップを実施して、参加者から私どもは一定の理解を得たと思っております。」
- ・2015年4月（公聴会について）これまでJICAとしまして関係をもってきた幾つかの市民団体の皆様方と御相談して、このような形のものを持つことになったという風に伺っております。」  
⇒「2014年6月の農業食糧安全保障主催の農業政策セミナー、2014年7月の市民社会主催の三ヶ国民衆会議の場で、全体像を示した上で、議論したいという意見を受けて、全体像を示して議論するに至ったことを指します。」

ニアサ州NGOフォーラム副代表を務める  
UNAC州レベル連合の代表者による  
第2回「プロサバナに関する3カ国民衆会議」(2014年7月)の演説



# マスタープラン・ドラフト・ゼロに関する公聴会

Data		Namupula		Niassa		Zambezia
20	Seg	Rapale (Namaita/Rapale sede)		Chinbonila (conjunta)		Alto Molocue
21	Ter	Vila de Moçapo /Néia	Mogovolas (sede)		Chinbonila	Alto Molocue
22	Qua	Posto Admin Corrane	Posto Admin Lolute	Mandimba Sede	Sanga (Malala)	Gurue
23	Qui	Meconta -Sede	Posto Admin Namina	Mandimba Mitande	<del>Sanga (Lussimbés.)</del>	Gurue
24	Sex	Muecate (Imala/Sede)	Vila Sede de Mecuburi	Cuamba Sede/ Lurio	Majume (sede)	
25	Sab				Majume (Nairubi)	
27	Seg		Vila Sede de Mutuali	Mechanhelas sede	Ngauma sede	
28	Ter	Lalaua-Sede	<del>Vila de Matema</del>	Mechanhelas Entrelagos	Ngauma Ngauma	
29	Qua	Ribane (Tanala-Sede)	Murupula (Kazuzu/ Sede)			

↑渡辺が参加した公聴会

- ・ひとつの郡の中心とひとつの地区で8日間で行われた。同時に二か所で開催。
- ・モザンビーク市民社会、小農組織は役割分担して全公聴会に参加。教会やマプトからの参加も。全員が自費参加。
- ・渡辺は、7回参加、2回は先方の急な日程変更と連絡がなかったことにより不参加。

# モザンビークにおける「公聴会」の前提 ～公衆参加のプロセス要綱～

- 農業省が2006年7月19日に省令第130/2006号を公布、
  - 「環境影響評価(AIA)の公衆参加のプロセス要綱」を制定
- 同要綱には「公衆参加プロセスの基本7原則」が明記
  - a) プロセスの期間中における、適切な情報へのアクセシビリティと入手可能性の担保ならびに技術支援を含む理解向上の機会確保の原則
  - b) 幅広い参加の原則
  - c) 代表性の原則
  - d) 独立性の原則
  - e) 実行可能性の原則
  - f) 交渉の原則
  - g) 責任の原則



「マスタープラン・ドラフトゼロ」という  
文書に関する公聴会

# 公衆参加のプロセス要綱

## 7つの原則「代表性の原則」

### 「代表性の原則」:

- 公聴会あるいは協議のプロセスにおいては、市民社会のすべてのセグメントならびにその他の利害関係者、とりわけ直接的な影響を被る人びとが代表されるようにしなければならない。
- 該当事案によって影響を受ける地域の人口の少なくとも20%の参加が保障されなければならない。
- 公聴会等の会議が、活動地域から地理的に遠い所で開催される場合は、直接影響を受けたり、関係する機関/組織の少なくとも50%の参加が保障されなければならない。

# 小農は参加をしていたのか？



・バイクや車で「外」から来た、トレーダー、  
教員、看護師、SDAE関係者など



・左:30人程度の参加者(ニアサ州)  
・右:ガラガラの会場(リバウエ)。









# 小農は参加をしていたのか？



- ・招待された農民の多くが与党 Frelimo関係者であることが自己紹介でわかった。写真の男女は全員が党からの参加者。
- ・皆、「プロサバナを歓迎」と発言。
- ・Frelimoの歌から始まった会場も。



# 小農は参加をしていたのか？



- ・教員、看護師、行政官、与党党員など..。
- ・武器を携帯した警察官も。
- ・一方、小農は事前参加登録を求められたり、小農組織からは「5名」のみ参加、と限定された場所もあった。



# 小農は参加をしていたのか？

～参加妨害@Malema、Mutualiにて～





# 小農は参加をしていたのか？

～参加妨害@Malema、Mutualiにて～

・27日午後開催予定⇒開始時間1時間を過ぎても事業関係者は誰も来ず

⇒2時間ほど経った時点で「翌日の準備をしにきた」SDAE担当官に事情と翌日の会場を聞く。「Mutualiは28日開催」と教えられる。

⇒しかし、違う会場を教えられ、28日1時間以上迷う羽目に。

・27日は午前中にMalemaで公聴会が開催された。

⇒ナンプーラの市民社会組織が前の週末に到着、小農が「ProSAVANAに関する会合」と書かれた招待状をもっていたため「これは公聴会に関するものか」と政府側担当者に確認。

⇒「単なる準備会合」と言われてMutualiに来たところ、Malemaで公聴会が開催され、参加できなかった。

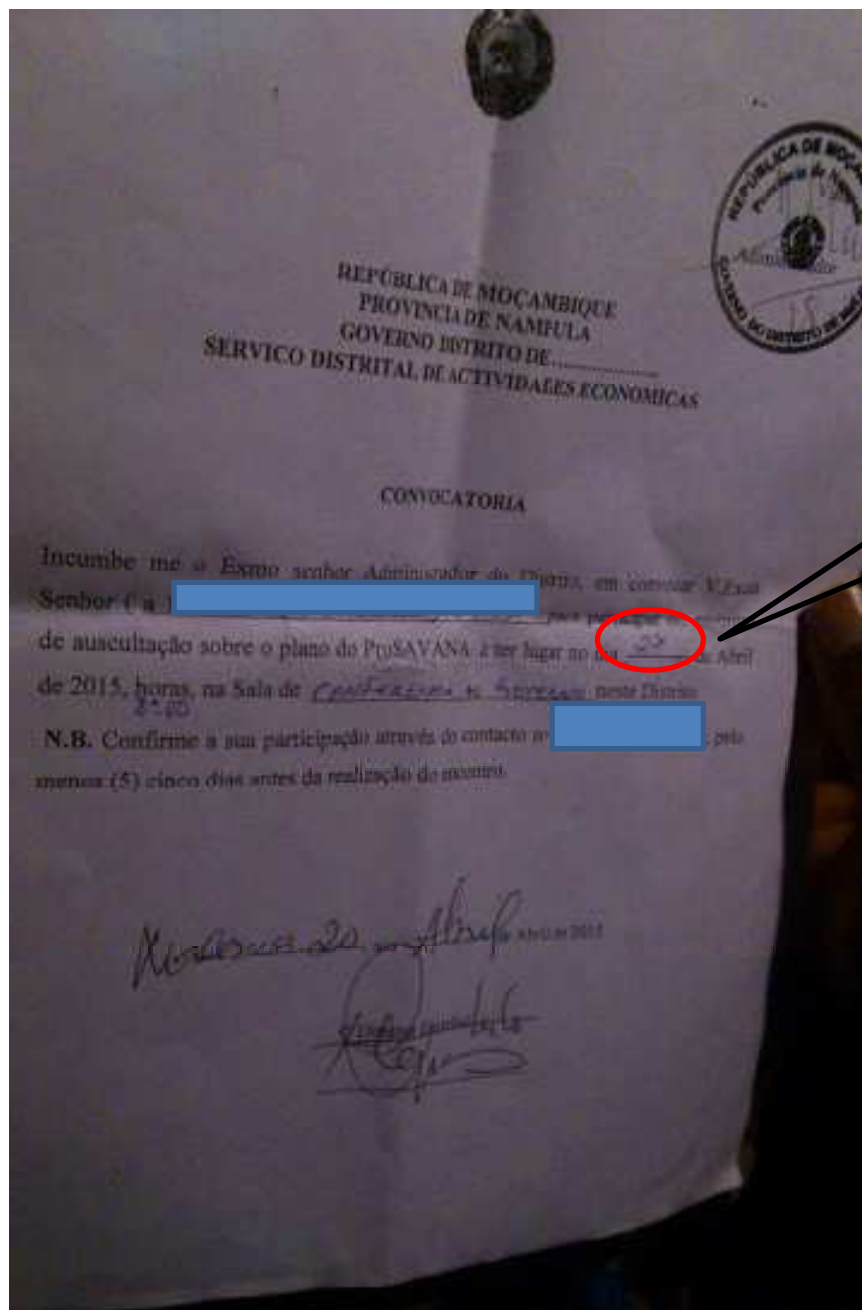
⇒なお、ナンプーラ州の市民社会組織は、どの団体がどの公聴会に参加するかを、あらかじめ州の農業省、ProSAVANA事務所に伝えていた。

## 「意味ある」参加はできたのか？



「反開発者らの声など聞く事はできない。プロサバンナは、農民を利用することによってお金を稼ぐ市民社会の人びとによってではなく、モナポの人びとによって論じられなければならない。したがって、モナポでは、この事業は賛成されなければならない」。サルヴァドール・タラパ(モナポ郡長)

# 「意味ある」参加はできたのか？



27日(月)午前の開催に対し、25日(土)に農業省の担当官が自宅まで来て招待状を届けていった。(なお、手紙は20日に作成されている。)

- ・招待状をもらった小農はほとんどいなかった。
- ・もらったとしても直前であり周囲の仲間の小農たちに情報を伝えられない。
- ・あるいは終わった後に届いたケースも(4月30日＝公聴会終了後2日に招待状が届けられた。MASAによる招待状作成日は4月27日だった)。



# 「意味ある」参加はできたのか？



- 事前に「マスタープラン」は配布されず。
- 200ページ以上の内容を、当日PPTで通訳を入れて1時間程度の説明(=実質30分)。
- PPTを印刷したものが配布されたが、数が足りない。
- PPTがないところも。。



# 「意味ある」参加はできたのか？



- 「プロサバナ万歳」劇に  
20分間使われた会場も。  
(ニアサ州)

## 「意味ある」参加はできたのか？



UNAC下部組織が呼びかけて  
小農が数多く参加し、発言したMutualiでは何が起きたか。  
何が起きているか。



# 公聴会後の動きと「共同声明」の意味

結局、公聴会は

- ・小農たちが参加をしていた、とは言えなかった。
- ・また「意味のある参加」もなかった。



## 【公聴会後の動き】

### ①市民社会、教会等による声明

#### ■現地：2つの声明

- ・2015年5月15日付：10の研究機関、市民社会組織並びに当該ネットワークによる声明  
「プロサバナ事業のマスタープラン・ドラフトゼロの公聴プロセスに関する公式声明」
- ・2015年5月11日付：カトリック教会並びに現地市民社会組織による共同声明  
「プロサバナ事業のマスタープランの公聴会」の即時停止と無効化の要求」



国際  
NGOも  
署名。

⇒参加をした研究機関、市民社会組織、教会が声明を出す。

⇒ワークショップを行い、話し合ったうえで、認められないとして出した。

# 公聴会後の動きと「共同声明」の意味

## 【公聴会後の動き】

### ① 声明

#### ■ 日本: 2つの声明

- ・ 2015年4月18日付: 6の市民社会による声明  
「プロサバンナ事業のマスタープラン初稿の開示と対話プロセスに関する抗議と要請」
- ・ 2015年5月1日付: 6の市民社会による声明  
「プロサバンナ事業マスタープランに関する公聴会やり直しの緊急要請」

⇒ 公聴会前に、すでに進め方の問題について指摘をしていた。

⇒ にもかかわらず、「モザンビーク政府のオーナーシップ」の理由のもと実施される。

⇒ 参加をして声明を出す。

### ② モザンビーク、日本政府関係者による「うまくいっている」宣伝、報告

- ・ モザンビーク「ProSAVANA」サイトへの公聴会報告掲載
  - ・ 日本外務省・JICAによる議員へのブリーフィング
- ⇒ 参加者からの「問題指摘」は「早くしてほしい」のみ・・・。

# 公聴会後の動きと「共同声明」の意味

## 【公聴会後の動き】

### ③政府関係者による小農への脅迫行為

・市民社会による記事 ADECRU 2015年5月11日(邦訳)

「Governo do Distrito de Malema persegue e ameaça camponeses que rejeitaram o ProSavana」

（「マレマ郡行政府が、ProSAVANA事業を拒否した農民らを付きまとい、脅迫」）

⇒同郡行政府の傘下にいるムトゥアリ行政ポスト長、首長ムシヨナ(Muchona)とSDAE(郡経済活動振興部)関係者らによって付きまとわれ、脅迫の標的となっている。

⇒「行政ポスト長は、イアパカとムリカナの農民組織の代表者らに、コミュニティや農民の家々に一軒ずつ回って、農民たちの心に働きかけ、ProSAVANA事業に対する立場を変え、同事業に賛成するようにしろと命じた」

⇒ムトゥアリのSDAE代表者は、農民やコミュニティにProSAVANA事業を受け入れるように執拗に迫り、そうしなければ牢屋に入れられると強調した。



このまま、公聴会のプロセスを正当化していいのか？



## 公聴会後の動きと「共同声明」の意味

- ・「ProSAVANAの公聴会」という一事例にとどまらず、モザンビーク社会として「小農のための事業」と言いながら、このような方法、プロセスで行われることを許す事例・前例となる。  
⇒同国の民主主義と平和に反する。
- ・この援助は誰のためのものなのか？どのような方法で参加、透明性を確保するのか。あらためて問う必要がある。  
⇒援助国・ブラジル、日本の責任。

モザンビーク最大の全国小農組織連合UNACが  
中心になって参加、策定し、  
「プロサバナ事業のマスタープランに関する公聴会」  
の無効化を呼びかける  
三ヶ国市民社会共同声明を出すことに。

# 三ヶ国市民社会共同声明

## ◆公聴会において確認された問題◆

1. 「公聴会」の法的根拠の欠落
2. 参加者の事前登録の要求による憲法上の公的参加原則への違反
3. 農民組織および市民社会組織の参加に対する妨害
4. 参加者の過半数を占める政府職員および与党関係者。プロサバナ事業に疑問を持つ参加者の発言を回避するため、事前に選定された招待者
5. 事前の非公開会合でのプロサバナ事業への地元参加者の賛同強要
6. 武器を携帯した警察官の出席による小農への脅迫ならびに威圧的状况。プロサバナ事業に反対を表明した小農らに対する脅しと付きまとい行為
7. 「マスタープラン・ドラフトゼロ」の入手困難、時間不足、不適切かつ不十分な説明、理解不可能なドラフト内容

## 三ヶ国市民社会共同声明

以上を踏まえ、私たちは、プロサバナ事業のマスタープランのドラフトゼロの開示プロセスと公聴会のすべて、そして参加者の人権侵害を公式に非難し、次の点を要求する。

1. モザンビーク、日本、ブラジル政府に対する公聴会参加者の人権の保護と早急なる回復。
2. 4月20日から29日まで、ナンプーラ、ニアサ、ザンベジア州で行われたすべての公聴会の即時なる無効化。
3. 3カ国政府による法の実直なる履行、ならびに3カ国の国民が付託した任務の責任ある履行。